

(案)

平成23年9月 日

東村山市長
渡部 尚 殿

東村山市保育料等審議会
会長 米原 勝一

保育料等について（答申）

平成22年5月13日付、22東子育発第53号をもって諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

I はじめに

本審議会は、平成22年5月13日、東村山市長から「保育料等の検証について」の諮問を受けた。

そこで本審議会は、東村山市の保育料等の検討に必要な諸事項について理解を深めるとともに、利用者の立場、市民生活の実態等をも十分考慮しながら、可能な限り調査・検討を加え結論を得たのでここに答申するものである。

II 審議経過

- 第1回 平成22年 5月13日 (1) 保育料等の検証について (諮問)
(2) 保育料の経過説明・質疑応答
(3) 児童クラブ費について
- 第2回 平成22年12月22日 (1) 保育料等の検証
(2) 児童クラブ費の減免・免除
- 第3回 平成23年 5月24日 (1) 保育料等の検証
- 第4回 平成23年 6月28日 (1) 保育料等の検証
- 第5回 平成23年 8月 1日 (1) 保育料等の検証

III 認可保育園保育料について

(1) 保育料の基本的な考え方

保育料の法的根拠等について、以下に述べる。保育料は児童福祉法第56条で「本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と規定されている。

保育料は地方公共団体が徴収する収入金の一種であり、公の施設の利用に対する反対給付として、利用者としてその利益を受ける者から徴収するもので、一種の受益者負担と考えられている。

東村山市の保育料は、国の保育所運営費を基準として決められる国庫・都費負担金の算定を基にしている。保育所運営費は、保育の実施に伴い最低基準を維持するための費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費とし、地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ、一人当たりの保育単価が導かれる。従って、保育単価とは、児童一人当たりを受け入れるのに必要最低限かかる経費としている。(基本的には月額算定)

(2) 保育料の改定について

前述の考え方にたち、現行保育料について検討した結果、以下に述べるような理由で改定の必要性を認めるものである。

- ①平成19年度から税源移譲及び定率減税廃止に伴い、保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も定率減税廃止に対応した改定を行った。保育料改定の目安とする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が、結果的に著しく減少したことに伴い、保育料の改定を行うことは、経済情勢等を鑑みても必要であると考えられるものである。ただしその賦課については、対国基準比率50%を目安とするも激変を緩和する措置も講じる

必要があると考える。

- ②所得税課税世帯への賦課については、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうという観点で適切であると考えている。

(3) 改定実施時期について

本答申による改定については、年度初めに実施することが適当である。

(4) 保育料改定に対する審議（意見）経過について

本答申の保育料等の改定については、異論のないところであった。

- ①利用者の負担については、賦課すべきところ、そうでないところを見極め、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み段階的に見直す必要がある。
- ②受益者負担の原則にたち所得税課税世帯には、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうことは必要と考える。
- ③所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分考慮し見直す必要がある。

なお保育料については、認可保育園以外（認可外保育施設等及び幼稚園）に預ける保護者負担との関係も考慮し、総合的に検討すべきとの意見があった。

(5) おわりに

保育料は、市民の立場に立ち慎重に考えながらも、基本的には社会経済情勢に応じ、絶えずその適正なあり方について検討改善することが求められている。

本答申にあたっては、保育料の主旨を十分に踏まえ、利用者等の立場等をも考えながら委員全員により集約したものである。

保育料等の見直しについては、今後においても諸要素の変化を見ながら、定期的に見直しを行い、適正な運営を図っていくべきである。

本答申による改定後の影響等については、平成24年度以降の保育料等審議会にて検証したい。

IV 児童クラブ費について

(1) 児童クラブ費の基本的考え方

児童クラブ費は保育料と同様、利用者としてその利益を受ける者から徴収するもので、一種の受益者負担と考えられている。

(2) 児童クラブ費の改定について

前述の考え方にたち、現行児童クラブ費について検討した結果、以下に述べるような理由で改定の必要性を認めるものである。

児童クラブ費に、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭や病欠等欠席者など各自の能力に対する減免等制度を設けることは、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み適切であると考えている。

(3) 改定実施時期について

今回答申による改定は行わず、継続審議することが適当である。

(4) 児童クラブ費改定に対する審議（意見）経過について

- ①児童クラブ費は、明確な基準がなく、各市における負担額や免除も様々であり、負担額も各市据え置かれている傾向である。当市の使用料は、平成13年に5500円に改定されてから10年を経過しているが、不況による所得の低減傾向等から負担増は厳しいと察するものがある。
- ②大規模化解消のため、平成21年度3カ所、平成22年度5カ所の第2児童クラブを開所し児童が過ごす環境を改善したこと及び正職員中心の運営から、嘱託職員中心の運営への移行の推進により、新たな負担増をしていない現在の考えは一定評価する。
- ③東村山市の免除制度は、ひとり親家庭や病欠等欠席者への配慮と併せて「応能負担」の考え方への移行を検討すべき時期に来ていると考えられる。

(5) 子ども・子育て新システムの影響

平成23年7月に子ども・子育て新システムの間接報告が行われ、平成24年度通常国会への提案、平成25年度以降の施行が謳われた。「児童クラブ」もこの制度のなかに取り込まれる可能性もあり、制度上の見極めを注視する必要がある。

(6) おわりに

児童クラブ費の見直しについては、今後においても諸要素の変化や新たな「子ども・子育て新システム」の動向を注視しながら定期的に検証を行い、適正な運営を保ちながら改正していくべきである。また、平成24年度以降の保育料等審議会においては、児童クラブ費の更なる徴収率の向上を図るほか、時間延長及びサービスの資質向上を考慮しつつ検証する必要がある。